

# 学校・園防災マニュアル

区立小・中学校、幼稚園・こども園教職員向け

## 【改定版】

- ☞ 防災危機管理の鉄則は、「想像と準備」
- ☞ 発災時「自分はどこで何をするのか」
- ☞ 求められる役割を想像し、「あれをしておけばよかった」を前もって準備する一助に

平成24年3月	改定版作成
平成25年6月	一部修正
平成30年2月	一部修正
令和4年1月	一部修正

目黒区教育委員会

## 目 次

◎ 災害時対応の基本的な考え方	4
◎ 学校での防災活動の流れ	5
◎ 大地震と風水害（台風・大雨等）への対応の違い	6
I 日ごろの備え	7
東日本大震災の教訓①「震災時に重要なこと」	7
1 日常的・定期的な安全指導の進め方	8
2 災害発生時の職員体制	11
3 学校施設や通学路の管理と点検	14
II 災害発生時の初期対応	20
教訓②「どこでケガをしたのか」③「マニュアルのここがよかった」	21
1 緊急地震速報が出たときの行動	22
2 大地震などの災害が発生したら…場面ごとの行動	24
「区立小中学校・園 第二次、第三次避難場所一覧」	47
「避難フローチャート」	49
「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について」	51
「台風に対する対応基準」	51
「大雪に対する対応基準」	53
「家庭への連絡について」	53
「台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応フロー」	54
3 保護者への連絡と引渡し	55
4 情報収集と教育委員会への連絡	56
5 安否確認と心のケア	57
6 施設とライフラインの点検	58
7 教育活動の再開に向けて	60
8 学校用各種様式	61
III 避難所対応	65
教訓④「あれをしておけばよかった」	65
教訓⑤「マニュアル通りにはいかない」⑥「通信手段が！」	66
1 学校に住民等が避難して来たら	67
2 避難所の開設	73
3 避難所運営の流れ	76
4 避難所運営のための各種様式	80
IV 資料編	86
教訓⑦「これがあればよかった」	86
資料 1 避難所としての学校施設の利用区分表の作成	87
資料 2 震度階級表（抄）	88
資料 3 避難所・関係機関一覧／災害ダイヤル・災害 Web 掲示板	89
資料 4 地域避難所防災倉庫備蓄品一覧	95
資料 5 備蓄倉庫一覧	96
資料 6 防災マップ	97
資料 7 防災無線の基本操作（半固定型、携帯型、FAX）	98
資料 8 自然宿泊体験教室事業における施設の防災対策について	103
資料 9 避難行動要支援者名簿の地域避難所への配備	104
資料 10 弾道ミサイルに関するJアラート発令時の幼児・児童・生徒 の登下校等の対応について	105
資料 11 避難所における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル	107

## —— 学校・園防災マニュアルの活用について ——

- 学校・園防災マニュアル（以下、「マニュアル」という。）は主に大地震発生時を想定して、小・中学校、幼稚園、こども園（以下、「各学校」という。）において、職員全員がとるべき行動とその手順をまとめたものである。
- 暴風・大雨・暴風雪・大雪については、特別警報・警報の発表が見込まれる場合、原則として、前日正午までに対応を決定する。（☞P50～54）
- 各学校では、マニュアルに基づき、以下の観点から各学校・園独自の防災マニュアルの見直しを行い、緊急対応の強化・充実に向けた対策を進めること。

### ■各学校・園における防災危機管理 重要チェックポイント

- 1 東日本大震災の被災状況を踏まえて職員配置や施設点検リストを再確認しているか。（☞P7、21、65、66、86）
- 2 防災訓練を、余震、停電、液状化、断水、大雨、暴風、洪水などさまざまな想定して、見直し、実践しているか。
- 3 学校周辺での大火災や火災延焼、危険物を取り扱う施設(ガソリンスタンドや工場等)での事故から回避が可能になっているか。
- 4 第二次、第三次避難場所への避難経路は、周辺での火災等や交通渋滞等を想定して複数確保されているか。（☞P46～49）
- 5 校内で落下物（照明器具、スピーカー、緞帳等）や転倒物(ピアノや大型ロッカー等)、移動物（キャスターがついているもの）による危険回避が可能になっているか。
- 6 校庭への避難経路はクラスごとに災害の状況に合わせ、複数確保されているか。
- 7 地理的特徴や地域特性、災害の激甚化を考慮し、対策の見直しを行っているか。
- 8 特別支援学級に在籍する児童・生徒、通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒への個別対応方法は明確になっているか。
- 9 保護者への引渡方法は明確になっているか。また、保護者が来られない状況に対する対応方法は明確になっているか。（☞P55）
- 10 校長・園長または副校長・副園長（以下、「校長」「副校長」という。）が不在の際の教職員分担は明確になっているか。また、管理職が2名とも不在の際の教職員分担は明確になっているか。（☞P11、12）

◎ 本マニュアルで取り上げる大規模地震は、次のとおり定義する。

### 「目黒区内で、震度5弱以上の地震が発生したとき」

（この場合、幼児・児童・生徒（以下、「児童・生徒」という。）は引渡しを原則とする。☞P.55）

※ ただし、それ以下の震度でも学校周辺の状況によっては本マニュアルに沿って行動する。

## ◎災害時対応の基本的な考え方

- ①児童・生徒の安全確保を第一とする。
- ②マニュアルを熟読し、迅速に対応できるよう訓練する。
- ③臨機応変に対応する。

### ① 児童・生徒の安全確保を第一とする。

- ・各学校では、発達段階や程度に応じ、全ての児童・生徒が安全に避難できるようにすること。
- ・災害発生時にどのように対応するか、日常の安全教育を充実すること。
- ・緊急時の対応策について、常に検討・改善を行うこと。

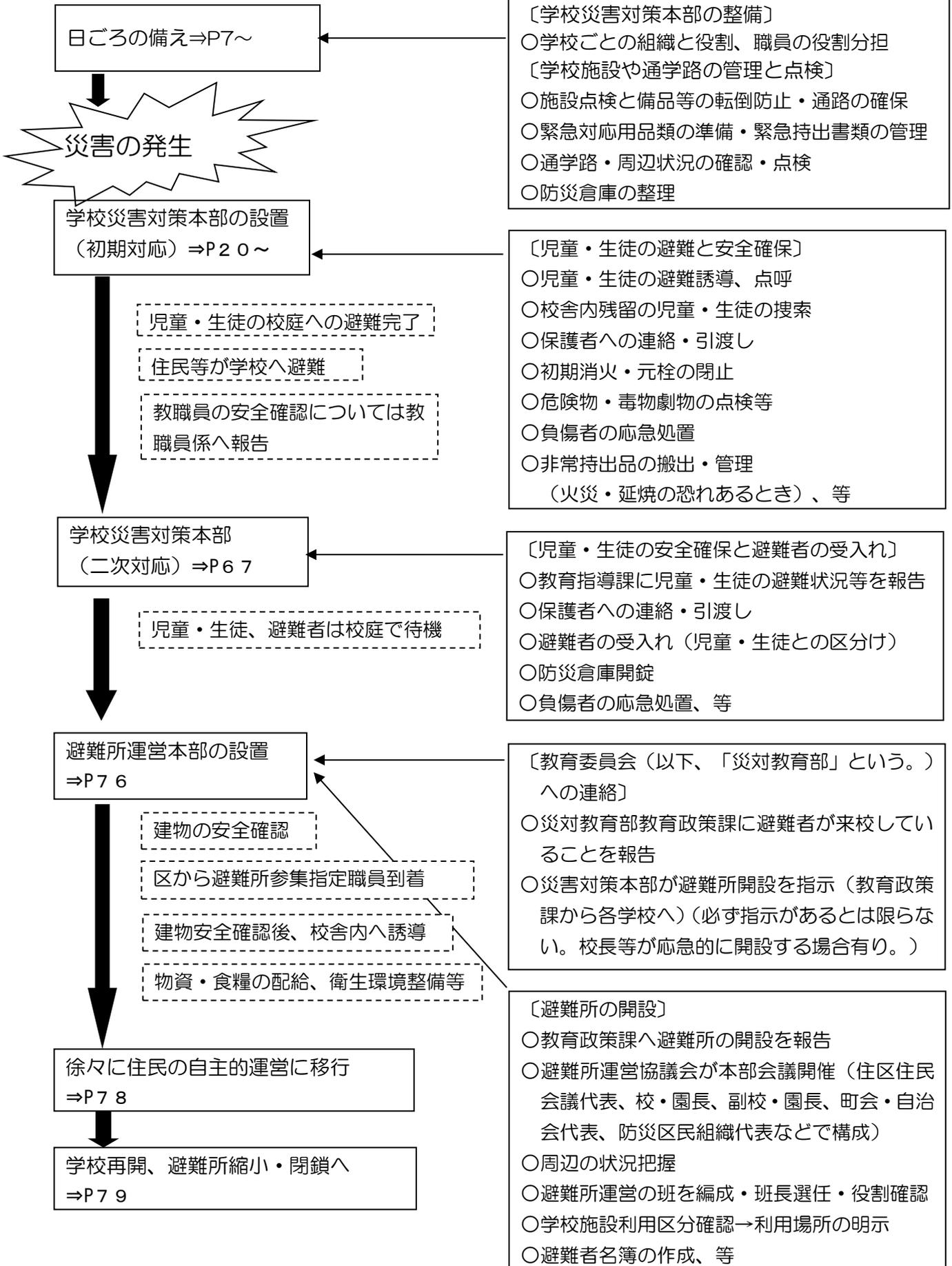
### ② マニュアルを熟読し、迅速に対応できるように訓練する。

- ・このマニュアルを参考に、各学校のマニュアルを作成すること。
- ・様々な状況を想定した訓練を定期的に行うこと。
- ・職員全員で災害に関する対応について、各学校のマニュアルを研修等で活用し、共通理解を図ること。

### ③ 臨機応変に対応する。

- ・日ごろの訓練を充実させ、予測できない状況に直面した時も適切な対応ができるよう職員の対応力を向上させること。
- ・正確な情報を素早く収集し、的確に状況を判断すること。

# ◎学校での防災活動の流れ



## ◎大地震と風水害（台風・大雨等）への対応の違い

予測のできない大地震と異なり、東京都23区いずれかに暴風・大雨・暴風雪・大雪（特別警報・警報）が見込まれる場合、原則として、**警報発表前日正午までに**、臨時休業や自宅待機等の判断によって児童・生徒の安全確保のための対応を決定する。

※あらゆる特別警報は臨時休業。暴風警報等の対応基準は、「**台風接近・通過及び積雪に伴う気象警報発表時の対応について**」（☞P51～54）のとおり。

### **大地震時の地域避難所**

大地震時には、後述（☞P67～）のとおり、学校長を本部長とした学校災害対策本部を設置する。全職員はあらかじめ定められた分掌に従い、児童・生徒の安全確保、負傷手当などの災害活動、保護者への引渡し、区の参集指定職員・住民と協働して避難所開設・運営等に従事する。

また、被災した区民を受け入れるため、区立小中学校全校のうちから地域避難所が指定され、発災初期には学校長等を運営本部長として開設・運営される。

### **風水害時の地域避難所**

一方で、風水害時には、原則として警報発令前日までの対応決定で、児童・生徒の安全は自宅等で確保したうえで（ただし、大雨・大雪警報は原則登校）、主として目黒川近隣住民の避難に備える。

警戒レベル3（高齢者等避難）避難情報発令前に、災害対策本部の開設指示のあった（下目黒・向原・田道小以外の）小中学校において**区の参集指定職員が開設・運営し、風水害対策指定職員が補助をする。**

### **参集指定職員等との連携**

各学校は、**夜間・休日等、教職員等不在時でも**、区の参集指定職員・風水害対策指定職員が体育館・用務主事室・保健室の鍵使用、停電復旧時の主電源の操作、断水時の受水槽操作ができるよう、防災倉庫に上記鍵等の保管場所、使用マニュアルを置くなど、事前に相互に連絡体制を構築しておくこと。

※参集指定職員は事前に校門と防災倉庫の鍵を渡されている。